

令和 2 年 11 月 6 日
令和 3 年 4 月 13 日更新
製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会事務局

(周知) 出入国在留管理庁による新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により
解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

<概要>

出入国在留管理庁において、令和 2 年 4 月 20 日から、当面の間の特例措置として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、就労予定であったものの内定取消となった留学生等に対する雇用維持支援を実施しております。また、令和 2 年 9 月 7 日からは、技能実習を修了した技能実習生のうち帰国が困難な者についても同支援措置の対象としています。

つきましては、より多くの皆様に当該制度をご認識いただけるよう、周知させていただきます。

<制度概要>

(参照ページは下記をクリックください (令和 3 年 4 月 13 日更新))

[出入国在留管理庁 HP：新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援](#)

ご不明な点及び制度の詳細に関しては、出入国在留管理庁が設置するコールセンターへお問い合わせください。

* 製造 3 分野の相談窓口とは異なりますので、お掛け間違いのないようご注意ください。

電話番号：03-6625-4702

対応日時：火曜日から土曜日 11:00~19:00 (日曜日、月曜日、祝日を除く)